議案第74号

長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第11条を第13条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の3条を加える。

(使用料)

- 第6条 陶芸の館の使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料は、原則として使用の際に納入しなければならない。 (使用料の減免)
- 第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (使用料の還付)
- 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、 その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条関係)

(単位:円)

種別	単位	区分	料金
部屋使用料	1 時間	町民	100
		町民以外	2 1 0
電動ろくろ使用料	1時間	町民	100
		町民以外	

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る 使用料については、なお従前の例による。